

福井医療大学聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、福井医療大学学則（以下「学則」という。）第39条の規定及び福井医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条の規定に基づき、福井医療大学（以下「本学」という。）において受け入れる聴講生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 聽講生となることのできる者は、本学において当該授業科目（補習を含む）を聴講する学力があると認められる者とする。

(入学時期)

第3条 聴講生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認める場合にはこの限りではない。

(出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書（聴講申請書）
 - (2) 履歴書
- 2 前項の規定にかかわらず、聴講生として入学を志願する者が本学の学生又は卒業生であるときは、同項第1号以外の書類の提出を要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国人留学生の出願手続きについては別に定める。

(選考)

第5条 入学を志願した者については、学部にあっては教授会の議を経て、研究科にあっては研究科会議の議を経て、運営会議の定めるところにより選考を行うものとする。

(入学手続)

第6条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない

(入学の許可)

第7条 学長は、前条の手続を完了した者に入学（聴講）を許可する。

(聴講期間等)

第8条 聴講生の聴講期間は、6か月又は1年以内とする。ただし、授業科目により特別な聴講期間が定められている場合は、当該期間とする。

- 2 聴講生が授業科目を履修した場合の、成績判定及び単位の授与は行わない。

(証明書の交付)

第9条 学長は、聴講生から願い出があったときは、聴講証明書を交付する。

(授業料等の納付)

第10条 聴講生は、入学許可の日から20日以内に、聴講する授業科目の時間数に応じて、所定の授業料を納付しなければならない。

2 前項の授業料のほか、実験、実習および実技等に要する費用（以下「実習費等」という。）は聴講生の負担とする。

(既納の授業料等)

第11条 既納の検定料、入学科、授業料等は、返還しない。

(諸規程の準用)

第12条 聴講生については、この規程に定めるもののほか、学則、その他学生に関する規程を準用する。

附 則

附則1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

※ 学外聴講生の授業料等（第4条、第6条、第10条関係）

区分	金額
検定料	5,000 円
入学料	30,000 円
授業料	15 時間の講義及び演習科目
	30 時間の講義・演習・実験・実習・実技科目
	40 時間又は 45 時間の講義・実験・実習・実技科目

※ 学内及び卒業生聴講生の授業料等（第4条、第6条、第10条関係）

区分	金額
検定料	0 円
入学料	0 円
授業料	15 時間の講義及び演習科目
	30 時間の講義・演習・実験・実習・実技科目
	40 時間又は 45 時間の講義・実験・実習・実技科目

